

地域建設業経営強化融資制度の運用に関する事務取扱

1 制度の概要

本制度は、公共工事を受注している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「元請負人」という。）から記7に規定する債権譲渡先（以下「債権譲渡先」という。）への工事請負代金債権の譲渡を発注者が認め、当該譲渡債権を担保として、債権譲渡先が元請負人に対して当該工事に係る融資を行うものであり、債権譲渡先が融資を行うに当たって金融機関から借り入れる転貸融資資金については、一般財団法人建設業振興基金が債務保証を行う。

また、債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が当該元請負人に対して当該工事に係る融資を行う場合に、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）が同法第19条第1号の規定に基づき、記11に規定する保証範囲内において金融保証を行うことができるものとする。

2 対象工事

本制度は、以下を除く工事を対象とする。

(1) 債務負担行為、歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事

（次のア及びイの工事は除く。）

ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

(2) 履行保証を付した工事のうち、市長が役務的保証を必要とする工事

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第

167条の10の2第2項の規定による落札者を決定するために行う調査の対象となった者と契約した工事

(4) 元請負人の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由がある工事

3 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書の定められた検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額

から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、控除する部分は、債権譲渡承諾書（様式第1）において明らかにするものとする。

また、契約変更により工期又は請負代金額に変更が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書（様式第1）及び融資実行報告書（様式第2）の工期又は請負代金額は変更後のものとする。

なお、債権譲渡承諾後において、工期又は請負代金額に変更が生じた場合には元請負人は債権譲渡先に変更後の工事請負契約書等の写しを提出して通知するものとする。

4 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高（記2（1）アにあつては、最終年度の工事に係る出来高）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、承諾に当たつての出来高確認については、月別の工事進捗率等を記した工事履行報告書（様式第3）の受領をもって足りることとする。

5 承諾権限

元請負人が債権譲渡を行うに当たつては、岩倉市公共工事請負契約約款第5条第1項ただし書に規定する発注者の承諾を得るものとする。その際、発注者は債権譲渡の承諾後、債権譲渡承諾書（様式第1）2通を元請負人に交付することとする。

6 債権譲渡の承諾の申請書類

債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、以下の書類を元請負人から提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1） 3通
- (2) 元請負人と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書の写し
- (3) 工事履行報告書（様式第3）
- (4) 発行日から3月以内の元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書
- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書

7 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合等（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は建設業の実務に

関して専門的な知見を有すること、本制度に係る元請負人への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、元請負人への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

8 債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が元請負人の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、発注者の有効な日付のある承諾を得ることで第三者に対抗できることとなっているため、債権譲渡承諾書（様式第1）の確定日付の記入には慎重を期することとする。

9 融資時の出来高確認

融資時の譲渡債権の担保価値を査定するには、融資時の出来高を確認する必要があるが、この場合の出来高査定は、原則として債権譲渡先が行うこととされているため、担保価値の査定のための出来高の確認を行う必要はないものとする。

10 融資実行の報告書等の要求

(1) 工事請負代金債権の譲渡人及び譲受人が、発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書（様式第2）を提出させるものとする。

(2) 工事請負代金債権の譲渡人が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、記12に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに発注者に公共工事金融保証証書の写しを提出させるものとする。

11 保証事業会社による金融保証の保証範囲

本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、部分払金及び債権譲渡先からの元請負人への融資額を控除した金額の範囲内とする。

12 債権譲渡先からの債権金額の請求

債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、工事請負代金請求書（様式第4）を提出させるものとする。

なお、債権譲渡先は、工事請負契約書に定められた検査等の所定の手続きを経て、部分払金及び請負代金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、支払いを請求することができる。また、債権譲渡承諾

後は、元請負人は請負代金等の請求をすることができない。

13 留意事項

(1) 申請書類等の確認に際して留意すべき事項

申請書類等の確認に際して留意すべき事項は以下のとおりとする。なお、債権譲渡の承諾又は不承諾は、本制度の趣旨に鑑み、速やかに行うよう努めることとする。

ア 債権譲渡承諾依頼書（様式第1）及び債権譲渡契約証書の写し

譲渡対象債権の金額（申請時点）が工事請負契約に基づき元請負人が請求できる債権金額と一致していることを確認する。

イ 工事履行報告書（様式第3）

工事進捗率が2分の1以上であることを確認する。

ウ 元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書

①債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合する。

②元請負人及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において（申請書類は個別に提出）、申請書類等の提出を受けた日から起算して3月以内に発行された印鑑証明書が既に発注者に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとする。

(2) 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項

工事請負代金請求書（様式第4）の請求金額が記3に規定した譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書（様式第1）及び債権譲渡承諾書（様式第1）において規定されている債権金額と一致していること等を確認する。

(3) その他の留意点

本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるので、発注者においては、債権譲渡を申請したことをもって、元請負人の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう留意する。なお、本制度に係る債権譲渡によって元請負人の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

附 則

この事務取扱は、平成22年7月1日から適用する。

附 則

この事務取扱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この事務取扱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この事務取扱は、令和4年4月1日から適用する。

様式第1

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

(あて先) 岩倉市長 殿

受注者

(譲渡人) 住所

氏名

実印

(譲受人) 住所

氏名

実印

氏名

受注者(以下「甲」という。)が岩倉市に対して有する基本契約書[岩倉市と甲との間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約書]に基づく下記の工事請負代金債権を、

(以下「乙」という。)に譲渡することにつき、岩倉市公共工事請負契約約款第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、岩倉市公共工事請負契約約款第41条に規定する、契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

記

1. 工 事 名

2. 路線等の名称

3. 工 事 場 所

4. 工 期 自 年 月 日

至 年 月 日 ただし、変更が生じた場合はその工期による

5. (1) 請負代金額 金 円 ただし、変更が生じた場合はその金額による

— (2) 前払金額 金 円

— (3) 部分払金額 金 円

(4) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)

ただし、変更が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

年 月 日

[甲] 様

[乙] 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不

履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、岩倉市公共工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって岩倉市公共工事請負契約約款第41条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

記

1. 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により工期又は請負代金額に変更が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4並びに5. ①及び④は変更後のものとする。

2. 甲及び乙は、発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書を提出すること。

3. 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。

4. 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

5. 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

6. 債権譲渡承諾後において、工期又は請負代金額に変更が生じた場合には、甲は乙に変更後の工事請負契約書等の写しを提出して通知すること。

発注者 岩倉市長 印

確定日付印欄

※ 確定日付記入欄には承諾年月日を記入するものとする

様式第2

融 資 実 行 報 告 書

年 月 日

(あて先) 岩 倉 市 長 殿

(甲) 譲渡人 住所

借受人 氏名

実印

(乙) 譲受人 住所

貸付人 氏名

実印

甲が岩倉市に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきましては、今後は乙の下記振込口座にお振込ください。なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請負人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

1. 工 事 名

2. 路線等の名称

3. 工 事 場 所

4. 工 期 自 年 月 日

至 年 月 日 ただし、変更が生じた場合はその工期による

5. (1) 請負代金額 金 円 ただし、変更が生じた場合はその金額による

— (2) 前払金額 金 円

— (3) 部分払金額 金 円

(4) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)

ただし、変更が生じた場合はその金額による

[振込口座]

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義 (ふりがな)

様式第4

工事請負代金請求書

年 月 日

(あて先) 岩倉市長 殿
(債権譲受人) 住所
氏名

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額

金 _____ 円

ただし、 工事の代金

(内訳)

(1) 請負代金額	¥ _____
(2) 前払金受領済額	¥ _____
(3) 部分払金受領額	¥ _____
(4) 履行遅滞の場合における損害金等	¥ _____
(5) 今回請求金額	¥ _____

2. 承諾番号

3. 支払口座

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義 (ふりがな)

4. 請求者の連絡先

住 所

電 話

F A X